朝倉市住宅取得等資金利子補給金制度の概要

住宅取得等資金利子補給制度

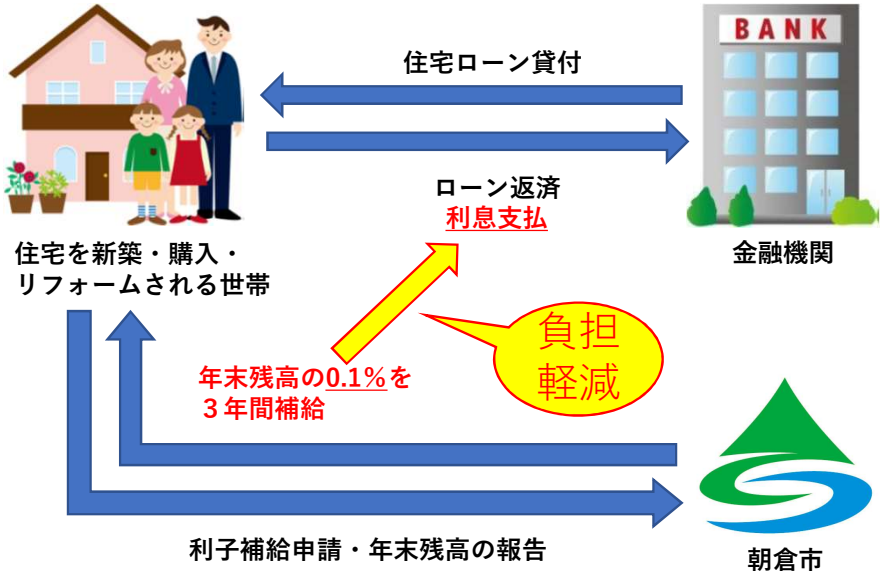

利子補給の対象者

○自ら居住するため、朝倉市に住宅を新築・購入（中古住宅含む）・リフォームする者であること。
○連携協定を締結した金融機関の住宅ローンを利用すること
○本市の住民として１０年以上定住の意思をもって生活の拠点にすること。
○対象者及び同一世帯に属する者全員に市税等の滞納がないこと。

利子補給額の計算方法

住宅ローンの年末残高の０．１％を補給（100円未満切り捨て）

利子補給の対象期間は３年間（３６月分）
※初年度は償還開始月の前月までの月数でそれぞれ按分計算する。

【例　１２月入居の場合】

ローン借入2,500万円　35年返済　12月入居で計算

１年度目	年末残高2,495万円×	0.1％ ×	1/12＝	2,000円
２年度目	年末残高2,435万円×	0.1％ ×	12/12＝	24,300円
３年度目	年末残高2,374万円×	0.1％ ×	12/12＝	23,700円
４年度目	年末残高2,313万円×	0.1％ ×	11/12＝	21,200円

利子補給合計額　71,200円

補給金交付手続きの流れ

入居後	【申込者→市】	利子補給制度の申込
受付後	【市→申込者】	利子補給認定（登録通知書の送付）
	【市→金融機関】	利子補給通知（登録した旨の通知）
２月上旬	【申込者→市】	交付申請（年末残高証明書等の提出）
２月下旬	【市→申込者】	交付決定（交付決定通知書の送付）
３月上旬	【申込者→市】	請求（補給金請求書の提出）
	【市→申込者】	補給金交付（利子補給金の口座振込）